

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 全社協福祉懇談会が開催される……………1
- ◆ 「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される……………3
- ◆ 「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング合同会社)……………4

◆ 全社協福祉懇談会が開催される

令和5年10月12日、全社協では「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」をテーマに、令和5年「全社協福祉懇談会」が開催され、全国保育協議会から副会長・常任協議員9名が出席しました。

本懇談会は全国の福祉関係者が一堂に会し、これからの社会福祉のあり様について幅広く意見交換を行い、その思いをひとつにしていくことを目的に開催しているものです。

本懇談会へは、加藤 鮎子 こども政策担当大臣、高市 早苗 経済安全保障担当大臣、衛藤 晟一 社会福祉推進議員連盟会長、田村 憲久 全国保育関係議員連盟会長をはじめ、多くの国会議員とともにこども家庭庁および厚生労働省幹部職員が来賓として出席されました。都道府県・指定都市社協、各種別協議会等の役員等を合わせ、全体で288名が全社協灘尾ホールに参集しました。加藤 鮎子 こども政策担当大臣からは保育所に対し、専門知識を生かした地域の子育て拠点としての役割を担ってほしいとの話がありました。



(来賓あいさつ：加藤鮎子 こども政策担当大臣)



福祉関係者を代表して全社協 磯 彰格 副
会長（全国社会福祉法人経営者協議会会長）
より、提言要望を行い、その後、国会議員と
の意見交換を行いました。

（乾杯のご発声：田村憲久会長全国保育関係議員連盟会長）

【提言・要望】

- 一. 社会保障全体の財源確保
- 一. 企業の賃上げとの格差を埋める更なる処遇改善
- 一. 物価高騰に対する継続的な財政支援
- 一. 生活困窮者等の支援体制の拡充
- 一. 災害福祉支援活動の強化に向けた法改正等

【税制要望】

- 一. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

全国保育協議会と全国保育士会からは、下記の 6 点について共同で要望書を提出しまし
た。詳細につきましては、添付 PDF をご確認ください。

【全国保育協議会・全国保育士会要望書】

次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために

1. 保育の質向上のための職員配置基準の改正について
2. 主任保育士・主幹保育教諭の確実な配置について
3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度創設にあたって
4. よりよい保育のために
5. 急激な物価高騰への対応について
6. 人口減少地域における子どもの育ちを保障するために

◆「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催される

令和5年10月16日、「こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会(第2回)」が開催されました(第1回は全保協ニュースNo.23-27にて既報)。

「こども誰でも通園制度(仮称)」は令和6年度に、本格実施を見据えた形での試行的事業を実施することとされています。

検討会では、「こども誰でも通園制度(仮称)」の試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討され、令和5年12月に事業実施の中間方針のとりまとめ、3月にとりまとめが行われる予定です。

「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設は、こども未来戦略方針に示された「加速化プラン」において明記され、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付とされています。

第2回の検討会では、第1回での構成委員等の意見が資料に反映され、また現行の「一時預かり事業」と「こども誰でも通園制度(仮称)」として想定している仕組みの関連について新たに示されています。上記2事業については、共通する点も多いものの、位置づけや実施自治体、事業の目的・内容、利用時間が異なるとされ、下記のとおり示されました。

別紙1

現行の一時預かり事業と「こども誰でも通園制度(仮称)」の関連について

	現行の一時預かり事業	こども誰でも通園制度(仮称)として想定している仕組み
一時預かり事業の現状とこども誰でも通園制度の想定		
位置づけ	市町村が実施主体となる補助事業 ※地域子ども・子育て支援事業(いわゆる13事業の一つ)	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付(名称は精査中)」
実施自治体	1269自治体で実施	全ての自治体で実施
事業の目的や内容	①家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと思われる乳児又は幼児 について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、一時的に預かり必要な保護を行う事業(児童福祉法第6条の3第7項)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成長環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付(こども未来戦略方針より)
利用方法	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など様々	市町村や事業者により、定期利用、自由利用など、利用方法を選択できるようにすることを想定
利用時間	補助事業として利用時間の定めはなく、市町村によって上限の時間や日数を設けている。 ※月ごと、週ごとなど設定方法は市町村により様々	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に利用 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月10時間」を上限として行うことを検討
利用料	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	事業所が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定(制度改正の中で検討)
利用方法	事業所との直接契約 ※申し込みは、電話や直接事業所がほとんど ※市町村は、利用したこどもの情報は把握していない場合がほとんど	事業所との直接契約を想定 ※予約システムを活用することを基本とする ※市町村は、システムを活用し、利用状況の把握ができ、支援が必要な家庭を把握することが可能
実施方法	一般型、余裕活用型 ※障害のある子においては、居宅訪問型の利用が可能	一般型、余裕活用型を想定

※現在の一時預かり事業の事業の状況について、別紙1の参考資料参照

●一時預かり事業とこども誰でも通園制度では、共通する点も多いが、位置づけ、実施自治体、事業の目的や内容、利用時間などは異なる。

●0歳6か月から2歳までの未就園児については、月一定時間までは、こども誰でも通園制度を利用できることになり、未就園児の利用は大幅に拡充することになる。

●制度の本格実施に当たっては、各自治体で、その実情に合わせて一時預かり事業等を組み合わせ、事業を実施することが可能。
※一時預かり事業は、こども誰でも通園制度でカバーする以外のニーズ(いわゆる「上乗せ・横出し」部分)に対応可能な事業として整理をしたうえで継続する予定であり、一時預かり事業のニーズを的確に把握し、必要な提供量を確保する必要がある。

(例1) 月一定時間まではこども誰でも通園制度を基本とし、当該一定時間以上使う場合は、一時預かり事業として利用ができるようになる。

(例2) 未就園児以外でも、急なニーズには一時預かり事業を利用できるようにする。

19

詳細については、こども家庭庁ホームページよりご確認ください。

■ホーム>会議等>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会>こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業実施の在り方に関する検討会（第2回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/daredemotsuuen/4kCoTgCi/>

◆「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」協力の依頼(こども家庭庁/PwC コンサルティング 合同会社)

このたび、こども家庭庁より、「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」(受託先:PwC コンサルティング合同会社)について、全国の教育・保育施設等にお勤めの職員の皆様に、調査研究へのご協力について周知依頼がありましたのでお知らせします。

「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究」は、教育・保育の現場職員の皆様に、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等をご活用いただくために、効果的な取組を分析することを目的としています。

今回、本事業の一環として、日頃、こどもの安全・安心に向けてご尽力いただいている現場職員の皆様が、事故防止や事故発生時の対応に向けたガイドライン等に感じているご意見を把握するため、アンケート調査が実施されます。

対象者は、施設・事業に従事する職員の方とされており、会員施設等の職員の皆様にご周知・ご回答いただけますと幸いです。業務ご多忙のところ恐れ入りますが、下記 PwC コンサルティング合同会社からの調査概要をご高覧いただき、ご協力をいただきますよう、お願いいたします。

1. 対象

➤ 本アンケート調査の対象は、以下の施設・事業に従事する職員の方（施設長等の管理職を除く）です。

※ 1施設 1回答ではなく、職員お一人お一人にご回答いただけますと幸いです。

※ 調査の趣旨を踏まえ、なるべく教育・保育の現場で、こどもと、直接、接している職員（栄養士や調理員、バス運転手の方などを含む）の皆様にご回答いただくようお願いいたします。

- 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）、幼稚園（子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園を含む。）、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業（認可）、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ））
- 認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）、認可外の居宅訪問型保育事業

2. 配布・回答方法

- 各施設・事業に従事する職員の方から、直接 Web 調査の URL または二次元コードから回答してください。

【回答画面の URL】

<https://forms.office.com/r/YsyjEcTwTi>

【回答画面の二次元コード】



3. 調査期間

令和5年（2023年）10月17日（火）9:00～10月31日（火）17:00

4. データの取り扱い・公表

ご回答データは調査研究の目的以外では使用しません。匿名にて集計し、集計・分析結果は事業報告書としてとりまとめ、調査実施者である PwC コンサルティング合同会社の Web サイト上に公表します。ご回答者様の許可なく個人名、施設名等が公開される

ことはありません。

5. 本調査に係るお問い合わせ先

PwC コンサルティング合同会社 公共事業部

担当者：中村、小野、古屋

E-mail：jp_cons_kodomo@pwc.com

次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 奥村 尚三
全国保育士会 会長 村松 幹子

保育所・認定こども園等は、子どもの育ちと子育て家庭を支える重要な基盤であるとともに、地方創生に不可欠な社会資源です。

本年 4 月施行の「こども基本法」のもとで、「こども家庭庁」が展開する「こどもまんなか」の施策において、すべての子どもが、最善の利益を保障され、権利擁護が図られるとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長できる社会の実現のために、下記を要望します。

1. 保育の質向上のための職員配置基準の改正について

- これまでも要望してきた「消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源」について、早期かつ恒久的な確保を要望します。
- 近年、子どもの発達の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しており、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成するためには、職員配置を見直す必要があります。
- 「こども未来戦略方針」では、1 歳児および 4・5 歳児の職員配置基準の改善が明記されました。これらに対しては加算で対応するとの方針が示されていますが、加算対応となると、人口減少地域では加算の要件を満たすことが難しい地域があるなど、職員配置の格差が生まれてしまいます。
- 子どもはどこで生活していても等しく保育を受ける権利があり、配置基準の改善は、「従うべき基準の改正」により行ってください。
- その際、保育士の確保が難しいことを踏まえ、経過措置を設けていただくとともに、加算対応をとってください。

2. 主任保育士・主幹保育教諭の確実な配置について

- 主任保育士・主幹保育教諭は、質の高い保育実践の展開や、保育士・保育教諭等が安心して働くことのできる環境整備等をけん引する重要な存在です。
- さらに、改正児童福祉法等によりこれまで以上に期待が寄せられることとなる地域の子ども・子育て家庭に対する支援においても、主任保育士・主幹保育教諭が中核的な役割を担うこととなります。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、複数の要件を満たした場合に加算により措置される

という、果たしている役割の重要性に比して非常に不安定な状況です。

- ついては、主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。
- なお、令和5年度に限ることとされている主任保育士専任加算等の要件に係る特例を令和6年度以降も継続するとともに、更なる要件緩和を進めてください。

3. 「こども誰でも通園制度（仮称）」の制度創設にあたって

- 保育所・認定こども園は、一時預かりや地域子育て支援事業を実施しており、不安や悩みを抱える地域の子育て家庭に寄り添う技術や知識、関係機関との連携がすでにあることから、「こども誰でも通園制度（仮称）」においても役割を果たしていきたいと考えています。
- 「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設にあたっては、保育所・認定こども園がめざしている、施設と家庭の協働による子どもの連続的な育ちと生活の保障が損なわれることなく、「保育の質」が低下しないような制度、そして保育士等が専門性を発揮できる環境整備を進めてください。

4. よりよい保育のために

- 昨年来の保育所等での虐待事案を踏まえ「ガイドライン」が示されましたが、「不適切な保育」の内容についての混乱が続いています。
- 保育の振り返りによって、よりよい保育をめざすべきであり、「不適切保育」という言葉を改めるべきと考えます。
- そのうえで、現場の保育士・保育教諭が、安心して子どもと向き合うことができるような法改正をお願いします。

5. 急激な物価高騰への対応について

- 昨今の国際情勢などに起因する原油価格や食材料費、光熱費、建築資材等の急激な高騰は、保育施設の運営にも大きな影響を与えています。
- 今後さらなる物価上昇が予想されるなか、子どもたちの健やかで安全な育ちを保障するためにも、さらなる措置を講じてください。

6. 人口減少地域における子どもの育ちを保障するために

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するために真に必要な社会資源が維持・確保できるよう、地方自治体が責任を果たせる施策を早急に検討し、実現してください。